

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 80 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県土整備部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建設業振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関すること。</p> <p>(10) <u>公共工事及び営繕工事</u>における調査、計画、設計及び監理に関する委託契約の制度に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除き、広域振興局等並びに第3章第3節第4款及び第5款に規定する出先機関の実施分を含む。）。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>公共工事及び営繕工事</u>に関する検査に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(13) [略]</p> <p>技術企画指導担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公共工事及び営繕工事</u>に関する安全対策に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) <u>公共工事及び営繕工事</u>に関する技術の向上に関すること。</p> <p>(4) <u>公共工事及び営繕工事</u>の設計積算基準等の技術管理に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) <u>公共工事及び営繕工事</u>の監督及び環境対策の総括に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(6) [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>住宅担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>住宅金融公庫</u>及び独立行政法人都市再生機構に関する</p>	<p>（県土整備部の分課及びその分掌事務）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建設業振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名並びに入札に関すること（<u>指名及び入札</u>にあつては、<u>他部局等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（<u>建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るもの</u>にあつては、<u>他部局等の</u>の主管に属するものを除き、広域振興局等並びに第3章第3節第4款及び第5款に規定する出先機関の実施分を含む。）。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) 公共工事に関する検査に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(13) [略]</p> <p>技術企画指導担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 公共工事に関する安全対策に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 公共工事に関する技術の向上に関すること。</p> <p>(4) 公共工事の設計積算基準等の技術管理に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 公共工事の監督及び環境対策の総括に関すること（<u>他課等の</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(6) [略]</p> <p>4～9 [略]</p> <p>10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>住宅担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>及び独立行政法人都市</p>

こと。 (7)～(10) [略] [略] 11・12 [略]	再生機構に関すること。 (7)～(10) [略] [略] 11・12 [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2の4の34の項を次のように改める。

34 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅の工事の審査に関すること。	○	○	○	
------------------------------------	---	---	---	--

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。